公立大学法人広島市立大学情報セキュリティ対策規程

平成22年４ 月１ 日
規 程 第 30 号

（目的）

第１条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（ 以下「法人」という。） における情報セキュリティ対策の実施に当たり必要となる事項を定め、もって法人の保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するとともに、法人の情報システムの公開性及び利便性を確保し、教育研究活動を活性化することを目的とする。

（定義）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

⑴ 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること、並びにサイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第２条に規定するサイバーセキュリティをいう。

⑵ 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに係るシステムで、次のものをいい、情報ネットワークに接続する機器を含む。

ア 法人により、所有又は管理されているもの

イ 法人との契約又は他の協定等に従って提供されるもの

⑶ 情報 次のものを含めて情報という。

ア 情報システム内部に記録された情報

イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報

ウ 情報システムに関係がある書面に記載された情報

⑷ 情報資産 情報システム及び情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。

⑸ 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

⑹ インシデント 情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、法人の規定又は法律に反する事故又は事件をいう。

⑺ 実施基準 この規程に基づいて策定される情報セキュリティ対策を行うための指針をいう。

⑻　手順　実施基準に基づいて策定される情報セキュリティ対策を行うための具体的な手順及びマニュアルをいう。

⑼　情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）　この規程、実施基準及び手順の総称をいう。

⑽　教職員　本学に勤務する役員、職員（臨時職員、非常勤職員及び特任教員を含む。）をいう。

⑾　学生　本学に在籍する学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生をいう。

⑿　利用者　教職員及び学生で、情報システムを利用する許可を受けて利用する者をいう。

⒀　臨時利用者　教職員及び学生以外の者で、情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。

⒁　部局　次の組織を単位として部局という。

ア　国際学部・国際学研究科

イ　情報科学部・情報科学研究科

ウ　芸術学部・芸術学研究科

エ　広島平和研究所・平和学研究科

オ　附属図書館

カ　語学センター

キ　情報処理センター

ク　芸術資料館

ケ　社会連携センター

コ　国際交流推進センター

サ　キャリアセンター

シ　事務局

⒂　ＣＳＩＲＴ　本学において発生が予見される又は発生したインシデントに対処するため設置された体制をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、法人の情報システムを運用・管理する者並びに利用者及び臨時利用者に適用する。

（最高情報セキュリティ責任者）

第４条　情報システムの運用に責任を持つ者として、法人に最高情報セキュリティ責任者を置き、総務・危機管理担当理事をもって充てる。

２　最高情報セキュリティ責任者は、ポリシーの決定や情報システム上での各種問題を総括するほか、情報セキュリティの確保に必要な事項を総括する。

３　最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した者を情報セキュリティアドバイザーとして置くことができる。

（全学情報セキュリティ実施責任者）

第５条　法人に全学情報セキュリティ実施責任者を置き、情報担当副理事をもって充てる。

２　全学情報セキュリティ実施責任者は、最高情報セキュリティ責任者の指示により、情報システムの整備と運用に関し、ポリシーの実施を行うほか、情報システムの運用に携わる者、利用者及び臨時利用者に対して、情報システムの運用及び利用並びに情報セキュリティに関する教育を企画し、ポリシーの遵守を確実にするための教育を実施する。

３　最高情報セキュリティ責任者に事故があるときは、その職務を代行する。

（情報セキュリティ委員会）

第６条　法人における情報セキュリティに関し必要な事項を審議するため、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第１号）第12条の規定に基づき情報セキュリティ委員会を設置する。

２　情報セキュリティ委員会に関し必要な事項は、公立大学法人広島市立大学情報セキュリティ委員会規程（平成23年公立大学法人広島市立大学規程第34号）で定める。

（管理運営部局）

第７条　情報システムの管理運営部局を置き、情報処理センターをもって充てる。

２　管理運営部局は、最高情報セキュリティ責任者の指示により、次に掲げる事務を行う。

⑴　情報システムの運用及び利用におけるポリシーの総合調整

⑵　インシデントの再発防止策の総合調整

⑶　講習計画、リスク管理及び非常時行動計画等の実施

⑷　情報システムのセキュリティに関する連絡及び通報

⑸　前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに関し、最高情報セキュリティ責任者が必要と認める事務

（部局情報セキュリティ責任者）

第８条　各部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、各部局の長（ただし、事務局にあっては事務局次長）をもって充てる。

２　部局情報セキュリティ責任者は、次に掲げる事項を実施する。

⑴　部局における情報システムの運用方針の決定及び部局の所管する情報システム上での各種問題に対する処置

⑵　部局の所管する情報システムの構成の決定及び技術的問題に対する処置の総括

⑶　部局におけるポリシーの周知徹底及び実施

⑷　部局におけるインシデントの再発防止策の検討及び実施

⑸　前各号に掲げるもののほか、部局における情報セキュリティに関し必要な事項

（部局情報セキュリティ責任者補佐）

第９条　部局情報セキュリティ責任者は、部局の所管する情報システムの管理業務において必要な単位ごとに部局情報セキュリティ責任者補佐を置き、各部局情報セキュリティ責任者が任命した者を充てる。

２ 部局情報セキュリティ責任者補佐は、部局情報セキュリティ責任者の指示により、部局の所管する情報システムの運用の技術的実務を担当し、部局情報セキュリティ責任者を補佐する。

（情報セキュリティ監査責任者）

第１０条　本学情報システムのセキュリティを監視するため、情報セキュリティ監査責任者を置き、総務室長をもって充てる。

２　情報セキュリティ監査責任者は、最高情報セキュリティ責任者の指示に基づき監査に関する事務を総括する。

（役割の分離）

第１１条 情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を同じ者が兼務しないものとする。

⑴　承認又は許可事案の申請者とその承認又は許可を行う者

⑵　監査を受ける者とその監査を実施する者

（ＣＳＩＲＴ）

第１２条　インシデントの発生が予見される場合及び発生時に迅速かつ円滑な対応を図り、その拡大及び再発を防止するためにＣＳＩＲＴを設置する。

２　ＣＳＩＲＴは次に掲げる者をもって組織する。

⑴　全学情報セキュリティ実施責任者

⑵　管理運営部局

⑶　インシデント発生源の部局情報セキュリティ責任者

⑷　その他事案により全学情報セキュリティ実施責任者が必要と認めた者

３　ＣＳＩＲＴはインシデント対応に係る次に掲げる業務を行う。

⑴　インシデントの通報、対応及び報告

⑵　インシデントの学内連絡調整

⑶　部局等に対する被害の拡大防止を図るための応急措置の指示又は勧告

⑷　インシデントの発生原因の調査及び再発防止策の立案

（法人外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止）

第１３条　全学情報セキュリティ実施責任者は、法人外に対して情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての基準を整備する。

（情報システム運用の外部委託管理）

第１４条　最高情報セキュリティ責任者は、情報システムの運用業務のすべて又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

（研修）

第１５条　全学情報セキュリティ実施責任者は、利用者及び臨時利用者に対し、情報システムの取扱いについて理解を深め、情報セキュリティに関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

（点検）

第１６条　部局情報セキュリティ責任者は、当該部局における情報セキュリティ対策の実施状況について、定期に、又は随時に点検を行い、その結果を最高情報セキュリティ責任者に報告する。

（監査）

第１７条　情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティ対策が、ポリシーに基づく手順に従って実施されていることを、定期に、又は随時に監査し、その結果を最高情報セキュリティ責任者に報告する。

（見直し）

第１８条　最高情報セキュリティ責任者は、ポリシーの実施に際して課題及び問題点が認められる場合は、実施基準及び手順の見直しを行う。

２　法人の情報システムを運用・管理する者並びに利用者及び臨時利用者は、ポリシーの実施に際して課題及び問題点が認められる場合は、当該内容を最高情報セキュリティ責任者に報告する。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成24年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年10月１日から施行する。